

2018年 日本大学法学部オープンキャンパス

模擬裁判

～ヘアスタイル写真集事件～

判決文

知的財産法藤田ゼミナール3期生

平成30年7月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 小菅 国丸
平成29年(ワ)第1288号 著作権侵害差止等請求事件
口頭弁論終結日 平成30年5月10日

判 決

原	告	西	園	寺	徹
同訴訟代理人弁護士	菅	野	記	代	
同	佐	々	悠	乃	
同	小	田	拓	海	
同	田	中	藍	実	
同	豊	島	佳	子	

被	告	株 式 会 社	白 木 出 版		
上記代表者代表取締役	田	城	俊	之	
同訴訟代理人弁護士	平	石	敏	己	
同	稻	富		匠	
同	宇	佐	達	也	
同	高	橋	英	里	
同	瀬	野	愛	可	

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、別紙被告雑誌目録記載の雑誌を複製、販売、頒布、頒布する旨の申出をしてはならない。
- 2 被告は、その本店所在地、営業所に存する被告所有の前項の雑誌を廃棄せよ。
- 3 被告は、別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告をせよ。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

原告は、（１）自らが編集著作物たる別紙編集著作物目録記載の雑誌『Meit ～カリスマ美容師の Hair Style 50 選～vol.5』（以下「本件編集著作物」という。）の共同編集著作者の一人であって、被告が発行する雑誌「Meit ～カリスマ美容師の Hair Style50 選～vol.6」（以下「被告雑誌」という。）は、本件編集著作物を翻案したものであること、（２）別紙写真著作物目録記載の各写真の著作物（以下、それぞれ「本件写真 1」ないし「本件写真 2」といい、併せて「本件各写真」という。）につき、これらの著作権を有するとして、これを被告雑誌に掲載することは原告の本件各写真の無断利用であるなどと主張して、①本件編集著作物の翻案権侵害並びに二次的著作物の利用に関する原著物の著作者の権利（著作権法 28 条）を介して有する複製権、譲渡権侵害、②本件各写真の複製権、譲渡権侵害、③著作者人格権侵害（氏名表示権及び同一性保持権）に基づき、被告雑誌の複製、販売、頒布、頒布する旨の申出の差し止め及び謝罪広告の掲載を求めた。

2 争点

- (1) 原告は「本件各写真」の著作者か。（争点 1）
- (2) 原告は「本件編集著作物」の著作者か。（争点 2）

3 当事者の主張

(1) 争点 1 について

【原告の主張の要旨】

ア 原告は平成 29 年 8 月、被告から依頼された 2018 年のカレンダー用のヘアメイク写真の撮影を行った。その後、原告は被告に「本件各写真」のカレンダーへの利用を許諾した。

イ 「本件各写真」の著作者は原告である。「本件各写真」のヘアメイクは原告が行った。このヘアメイクは、原告のみがなせる高度で技術的なものである。「本件各写真」の表現の主はヘアメイクであり、これをカレンダーに掲載するためには、ヘアメイクと同時にカメラ等で撮影する必要がある。そこで、その撮影の際には、原告はヘアメイクの表現のための詳細かつ具体的な撮影方法を決めてカメラマンに指示している。

したがって、カメラマンは、原告の施したヘアメイク作品たるモデルを指示にしたがって撮影したという、補助的な業務を行っているにすぎない。

以上のことから、「本件各写真」について、事実行為としての著作物を創作したのは、原告である。

ウ 「本件各写真」の著作者は原告であるが、仮に原告が単独の著作者となりえないとしても、少なくとも共同著作者の一人である。

「本件各写真」撮影時、カメラマンの訴外石山悟史（以下、訴外石山という。）は、原告のヘアメイク作品の撮影行為を行っている。仮にこの撮影行為時に、カメラマンも創作的表現に関与していたとしても、「本件各写真」の創作的表現が最も顕著に表れているのはモデルのヘアメイクであり、それを実際に行ったのは原告である。

よって、仮にカメラマンが創作的行為を行っていたとしても、原告はヘアメイクという創作的表現を行っているのであり、その場合、「本件各写真」はヘアメイクを行った原告とカメラマンの共同著作物になるにすぎず、カメラマン

が単独で著作権を有するわけではない。

【被告の主張の要旨】

ア 被告は、2018年カレンダー用として原告にヘアメイクを依頼した。このカレンダー用に撮影した「本件各写真」は、その著作者であるカメラマンの訴外石山より利用許諾を得た。

イ 「本件各写真」の著作者はカメラマンである。「本件各写真」の撮影行為は、訴外石山が行った。写真の著作物の著作権は、撮影を行ったカメラマンにあるのが通常である。この点、原告は、カメラマンの行為を原告のヘアメイク作品をただ撮影する補助的な業務にすぎないと主張する。

しかし、「本件各写真」は、所定のヘアメイク、化粧、衣装を施して所定のポーズを取っているモデルの映像を含むものであり、ヘアメイクは被写体の一部に過ぎず、所定のヘアメイク、化粧、衣装を施して所定のポーズを取っているモデルという被写体を写真の中に選択・組合せ・配置することを行ったのはカメラマンの訴外石山である。職業カメラマンの撮影行為は、被写体の配置、照明、レンズの選択、シャッタースピード、シャッターチャンスの捉え方等、原告が持ち合わせていない高度で技術的なものであり、総じて、カメラマンの撮影行為は補助的なものではない。カメラマンの高度で技術的な撮影は、補助的なものではなく写真の著作物の創作的表現の中心である。

したがって、「本件各写真」の著作者はカメラマンの訴外石山であって、原告ではない。

ウ なお、原告は、カメラマンが創作的行為を行っていたとしても、ヘアメイクを行った原告も同様に撮影方法の創作的表現を行っているのであり、「本件各写真」は、ヘアメイクを行った原告とカメラマンとの共同著作物となる旨を主張する。

しかし、共同著作物が成立するためには、共同創作の事実と共同創作の意思が必要であり、共同創作の事実としては「本件各写真」の表現行為に対する寄与が必要であるところ、ヘアメイクを行った原告は、上記のような創作活動に関与しておらず、「本件各写真」の表現行為を構成する要素のいずれも行っていない。

また、「本件各写真」は、すべてカメラマンのイニシアティブで作成されており、原告と訴外石山との間には意思疎通さえ存在しない。

したがって、「本件各写真」について、原告とカメラマンが共同著作者になることはない。

(2) 争点2について

【原告の主張の要旨】

ア 原告は雑誌「Meit」シリーズについて、初版から第5版まで、編者の一人として関わってきている。

イ 原告は被告編集部や訴外石山とともに、本件著作物の編集会議にも編者の一人として参加し、いろいろと意見を述べた。そして、その場で原告の発言が制限されることはなく、原告の意見がそのまま採用された事項もある。

ウ 原告が具体的に編集行為を行った内容

(ア) 編集の初期段階での本件著作物の「原案」で候補になっていた特定の美容

室の美容師を1名削除し、新たに別の美容師3名を推挙し、掲載するように意見を述べた。(以下「関与①」という。)

(イ) 「第2章 シーン別スタイリング集」の1項「デート・シーン」はユーザーのニーズが多く人気であることから、(a)人気のデートの髪型・ショートアレンジ、(b)バレンタインデートにしたい髪型・ボブ&ロングヘア、(c)雨の日でもばっちり決まるデートにおすすめの可愛い髪型、はすべて収録すること。(以下「関与②」という。)

(ウ) 章タイトル、各項目名を上記の通りにすること。(以下「関与③」という。)

(エ) ②(a)については、「SALON” S”」の美容師である原告が担当すること。(以下「関与④」という。)

(オ) 「vol.5」から、「第8章 ヘアアイロン」の章を新設し(a)基礎編・簡単可愛いコテの巻き方、(b)上級編を収録すること。(以下「関与⑤」という。)

(カ) 平成26年12月6日の最終的に目次を決定する編集会議で、被告編集部、訴外石山とともに、本件著作物の目次の合計50項目の選択の配列の仕方、各項目を担当する美容室・美容師の割り当てを確定したこと。(以下「関与⑥」という。)

以上、このように原告は本件著作物の編集過程において、様々な決定を行っているため、原告は本件著作物の編集著作者である。

【被告の主張の要旨】

ア 被告会社はヘアメイク関係雑誌である写真集「Meit」シリーズを2007年から、10年にわたり、2年おきに発行している。

イ 原告は、「Meit」シリーズの初版から第5版まで編者の一人として関わっていると主張している。

たしかに、第4版までは編者の一人というポジションで関わっていただいたが、第5版からは、被告の編集方針を変更し、実質的に原告を編者からはずすことになった。そして、被告編集部は、編者の1人である訴外石山の方針にしたがって、原告の顔を立て、第5版の表紙には名目上、連名で「編」の記載をしたが、原告は第5版からは実質的な編者ではなく、補助的な提案やアドバイスをするための「アドバイザー」に退いたという認識であった。

実際に「原案」を作成して、目次や項目、取り上げる美容師、美容室などを選定し、割り当てるなどの実質的な編集作業をして内容を確定していったのは、被告編集部と訴外石山であり、本件著作物の編集著作者は、被告編集部と訴外石山である。

ウ 関与①ないし⑥について

関与①について、原告は、第5版の「原案」で候補になっていた特定の美容室の美容師を1名削除し、新たに別の美容師3名を推挙したと主張しているが、これはあくまでも提案に過ぎず、未だ素材にもなっていない情報を提供したことを意味するにすぎないのである。

関与②、関与③、関与④、関与⑤に関して、これらの原告のアドバイスは全体の50項目中のわずか8項目に過ぎず、その範囲はほんのわずかなものであ

る。したがって、原告が本件編集著作物の編集著作者となることはない。

関与⑥のうち、原告が最終的に目次を決定する編集会議で、他の編者とともに目次の合計 50 項目の選択の配列の仕方や、各項目を担当する美容室・美容師の割り当てを確定した行為については、訴外石山氏が作成した「原案」について、アドバイザーとして「事後承認」したに過ぎない。

以上のことから、原告は編集著作者とはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 当事者間に争いのない事実、証拠資料及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が一応認められる。

ア 当事者

原告は、1978 年生まれの美容師である。また、近年の話題の TV ドラマや日本映画のヘアメイクも担当するなど、日本の美容業界ではいわゆる「カリスマ美容師」と称される有名人であり、現在では美容室「SALON “S”」と関東に 13 店舗、関西に 7 店舗あるその支店を運営している。

被告は、1981 年に設立された、主にアパレル、ファッション・モード、美容関係の専門書籍、雑誌等を出版する株式会社である。

イ 雑誌「Meit ～カリスマ美容師の Hair Style50 選～」の性格等

被告は、主として若い女性向けに、人気の美容師複数人が担当したヘアメイクを 50 例程度を収録した「Meit ～カリスマ美容師の Hair Style50 選～」と称する雑誌を 2 年に一度出版している。本件編集著作物はその第 5 版、被告雑誌はその第 6 版に当たる。

ウ 本件著作物の内容等

本件著作物は、被告が発行した雑誌「Meit ～カリスマ美容師の Hair Style50 選～」の第 5 版であり、複数人の人気美容師が担当したヘアメイクを 50 例収録している。

本件著作物の表紙には、「西園寺徹・石山悟史・白木出版編集部編」と、被告を含む 3 者(以下、この 3 者を一括して「本件著作物編者ら」という。)の氏名・名称に「編」の字を付された表示がされている。

エ 本件著作物の発行に至る経緯

(ア)a 被告は、平成 26 年夏頃、自ら出版した雑誌「Meit～カリスマ美容師の Hair Style50 選～vol.4」(以下「vol.4」という。)が発行されて以来、まもなく 2 年が経過してしまうことから、その新版である本件著作物「Meit～カリスマ美容師の Hair Style50 選～vol.5」の出版を企画することとした。そこで被告代表者兼「Meit」シリーズ編集長の田城俊之(以下、「田城」という。)は、ファッション業界では原告の先輩にあたり、カメラマンである訴外石山とともに「Meit」シリーズの新刊発行について協議した。

b 訴外石山は、田城から、「Meit」創刊時から編集に携わっている美容師の原告が今回の編集に加わると作業が難航するため、原告を編者から外したいとの旨の相談を受けた。訴外石山としては、編集作業が難航してしまうとして原告を編者に入れることに懸念を示す田城の意見に同調しつつ、これまでの編集の経緯や原告が業界では名の知れた有名ヘアスタイリストであったことなどから、名目的には原告を編者に加え、訴外石山が本件著作物の「原案」を予め作

成して編集方針を固め、原告には編者の辞退を勧告する旨、被告に提案した。

田城もその意見には同意し、「それは大変ありがたい、是非、その方針でお願いします。」との返答を示した。

c 訴外石山は、第1回編集会議の場で、原告と「今回はこれで決まっているから、あまり口出しするな。君は忙しすぎるようだから、今回は『編者』は辞退したらどうか。会議の方はアドバイザー的に頼むよ。」といった趣旨の話をした。

原告は、石山から「原案」作成の権限を取り上げられたものと理解し、承服しがたい思いを抱いたが、その場で特に異論を述べることはしなかった。

(イ)a 数回実施された本件著作物の内容を決定する編集会議では、訴外石山が予め作成した「原案」を検討する作業が行われた。原告は当該編集会議に出席し、以下のような行為をした。

- ① 原案に記載された項目の担当美容師のうちの1人を削除し、新たに美容師3名を加えるよう推薦した。
 - ② 「第2章 シーン別スタイリング集」の1項「デート・シーン」は読者に人気であるという理由から、全てを掲載するように提案した。
 - ③ また、当該章の題名、及び各項目名を「目次」の通り「(a)人気のデートの髪型・ショートアレンジ」と「(b)バレンタインデートにしたい髪型・ボブ&ロングヘア」と「(c)雨の日でもばっちり決まるデートにおすすめの可愛い髪型」にすると決定した。
 - ④ 原告が自ら担当する箇所を「人気デートの髪型」の「ショートアレンジ」に決定した。
 - ⑤ 新たに「第8章 ヘア・アイロン」の章を設け、「(a)基礎編・簡単可愛いコテの巻き方」と「(b)上級編」を収録することを提案した。
- そして、これらは最終的に全て本件著作物に反映されている。

b 原告は平成26年12月6日に実施された本件著作物の内容を最終的に決定する編集会議に出席した。この会議の実施により本件著作物編者らの合意で本件著作物の内容が確定するに至った。

オ 被告雑誌出版前の経緯

本年10月4日付けで、田城は、原告にあてて「『Meit~カリスマ美容師のHair Style50 選~【vol.5】』に関するお願い」と題する通知書(甲第9号証)を送付した。当該通知書には「実はこの度『Meit~カリスマ美容師のHair Style50 選~【vol.6】』を刊行することが決定いたしました。

つきましては、刊行にあたり、旧版『Meit~カリスマ美容師のHair Style50 選~【vol.5】』の利用に関しましてのご了承、並びに著作者人格権の行使をしないことにご同意していただきたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。」旨の記載があった。原告はこれに対し、田城へ電話をかけて抗議した。

カ 本件各写真及び本件雑誌の出版

(ア) 本件各写真の撮影

平成28年8月、原告が被写体である女性モデルにヘアメイクを施し、訴外石山は本件各写真の撮影をした。このとき、原告が訴外石山に対し撮影に関する指示をして撮影された写真が数枚存するが、この写真はいずれも本件各写真で

はない。

(イ) 本件雑誌の出版

被告は、平成 29 年に、本件各写真を掲載した本件雑誌を出版した。

(ウ) 被告による本件各写真の複製

本件各写真と被告雑誌掲載の各写真とを対比すると、本件雑誌に掲載された写真は本件各写真を有形的に複製したものである。

2 争点 1 について

- (1) 原告は、「本件各写真」の著作者はヘアメイクを行った原告である旨を主張するので、以下検討する。

「写真の著作物」は、著作権法 10 条 1 項 8 号に列挙された著作物であるところ、同法は、写真の著作物につき特別の定義規定を置いていないが、「写真の著作物」には写真の製作方法に類似した方法を用いて表現される著作物を含むものとし（同法 2 条 4 項）、その著作者は発行されていない写真の著作物を原作品により公に展示する権利を専有することとし（同法 25 条）、公表や展示の同意に関する特別の規定（同法 4 条 4 項、18 条 2 項 2 号、45 条 1 項）を設けるなど、写真の著作物に特有の、特に美術の著作物に類する規定を置いている。

その一方で、写真の著作物の創作性を表現する方法である「写真」については、有形的再生である複製の方法として規定していることから明らかなとおり（同法 2 条 1 項 15 号）、写真それ自体が被写体に何らの創作性を加えない場合もあり得ることを同法は予定しているものである。

写真は、被写体の選択・組合せ・配置、構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの補足、被写体と光線との関係（巡行、逆光、斜光等）、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現である。こうした写真の表現方法のうち、レンズの選択、露光の調節、シャッタースピードや被写界深度の設定、照明等の撮影技法を駆使した成果として得られることもあれば、オートフォーカスカメラやデジタルカメラの機械的作用を利用した結果として得られることもある。また、このうちの構図やシャッターチャンスのように人為的操作により決定されることの多い要素についても、偶然にシャッターチャンスを捉えた場合のように、撮影者の意図を離れて偶然の結果に左右されることもある。その写真について、どのような撮影技法を用いて得られたものであるのかを写真自体から知ることは困難な場合もあり、写真から知り得るのは結果として得られた表現の内容ではあるものの、静物や風景を撮影した写真であっても、その構図、光線、背景等、上記諸要素の設定や取捨選択等に何らかの個性が表れることが多く、結果として得られた写真の表現にこうした独自性が表れているのであれば、そこに写真の著作物の創作性を肯定することができるというべきである。

これを本件についてみると、「本件各写真」は甲 1 号証及び甲 2 号証の示すとおりであるところ、子細には、スタジオ内で撮影され、女性モデルが画面中心に配され、女性モデルは向かって左を向いて、微笑んでいるもの（本件写真 1）、屋外で撮影され、ブランコの近くで女性モデルが画面中心からやや左寄りに配され、片手を少し握り、振り向くように正面を見ているもの（本件写真 2）である。

以上によれば、「本件各写真」は、被写体の組み合わせや配置、構図やカメラアングル、光線・陰影、背景の設定や選択等に独自性が表れているということができ、これらは撮影行為を行ったカメラマンである訴外石山により創作されたものであると認められるから、これらの著作者は訴外石山であるというべきである。

そうすると、原告は「本件各写真」の著作権者であるとは認められない。

さらに被告は、訴外から「本件各写真」の利用許諾を得ていることが認められるため、その利用に問題は見受けられない。

この点、原告は、「本件各写真」の著作者はヘアメイクを行った原告自身である旨主張する。なるほど「本件各写真」は、独特のヘアメイク、化粧、衣装等を施して所定のポーズを取っているモデルの写真である。

しかし、「本件各写真」については、前記のとおり、被写体の組み合わせや配置、構図やカメラアングル、光線・陰影、背景等に創作性があるというべきであり、「本件各写真」の被写体のうちの、独特のヘアメイクや化粧等を施されたモデルに関連して、別途何らかの著作物として成立する余地があるとしても、前記のとおり「本件各写真」の内容によれば、「本件各写真」は、被写体を補助的、機械的に撮影し複製したものではなく、カメラマンにより創作されたものというべきである。

そうすると、「本件各写真」の著作者はカメラマンの訴外石山であって、ヘアメイクを施した原告ではないというべきである。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

- (2) また、原告は、カメラマンが創作的行為を行っていたとしても、ヘアメイクを施した原告自身も同様に創作的表現を行っているのであり、その場合、「本件各写真」は、ヘアメイクを行った原告とカメラマンの共同著作物となる旨主張する。

しかしながら、共同著作物の成立には、共同行為者間に共同著作の意思が必要であるところ、訴外石山の証言によると、原告との間で互いに意思を通わせた「本件各写真」の共同著作の意図はなかったことを明確に証言している。

これに対し、証人三浦綾香の証言は、両者が現場で色々と協議していたとするが、具体性に欠け、結局よくわからないと証言するなど、極めて曖昧であると言わざるを得ず、これを原告主張の裏付けとすることができない。

したがって、「本件各写真」は、前記(1)で検討したとおり、被写体の組み合わせや配置、構図やカメラアングル、照明の陰影、背景等といった点において、ヘアメイクを行った原告とカメラマンの訴外石山との間に共同著作物となるための要件である共同創作の意思が存するものとは認められないというべきである。

以上により、原告の上記主張は採用することができない。

3 争点2について

(1) 原告は、「本件編集著作物」の編集著作権者である旨を主張しているのので、以下、これについて検討していく。まず、本件のような編集著作物の場合、氏名に「編」と付すことは、一般人に、その者が編集著作物の著作者であることを認識させ得るものといつてよい。本件編集著作物の表紙の表示および記載も、編者として表示された者が編集著作物としての本件著作物の著作者であることを一般

人に、認識させ得るものということができる。

そうすると、本件編集著作物には、原告の氏名を含む編者らの氏名が編集著作者名として通常の方法により表示されていると見てよい。

したがって、原告については、著作者の推定(法14条)が及ぶというべきである。

(2) そこで、原告につき著作者の推定が及ぶことを前提に、その推定の覆滅の可否を検討する。

ア 著作者とは、著作物を創作する者をいい(法2条1項2号)、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう(同項1号)。編集著作物とは、編集物で、その素材の選択又は配列によって創作性を有するものである(法12条1項)。つまり、素材につき上記の意味での創作性のある選択及び配列を行った者が編集著作物の著作者に当たることは当然である。

また、本件のように編集著作物の著作者の認定が問題となる場合、例えば、素材の選択、配列は一定の編集方針に従って行われるものであるから、編集方針を決定することは、素材の選択、配列を行うことと密接不可分の関係にあって素材の選択、配列の創作性に寄与するものということができる。そうである以上、編集方針を決定した者も、当該編集著作物の著作者となり得るといえるべきである。

他方、編集に関するそれ以外の行為として、編集方針や素材の選択、配列について相談を受け、意見を述べることや、他人の行った編集方針の決定、素材の選択、配列を消極的に容認することは、いずれも直接創作に携わる行為とはいえないことから、これらの行為をしたにとどまる者は当該編集著作物の著作者とはなり得ないといえるべきである。

イ 創作性のあるもの、ないものを問わず、複数の者による様々な関与の下で共同編集著作物が作成された場合に、ある者の行為につき著作者となり得る程度の創作性を認めることができるか否かは、当該行為の具体的内容を踏まえるべきことは当然として、さらに、当該行為者の当該著作物作成過程における地位、権限、当該行為のされた時期、状況等に鑑みて理解、把握される当該行為の当該著作物作成過程における意味ないし位置付けをも考慮して判断されるべきである。

ウ 以上を踏まえ、以下検討する。

(ア) 被告会社は、本件著作物の編者選定にあたり、これまでの経緯からして原告は編者とするにふさわしくないという考えを持っていたことが窺われる。

他方、これについて相談を受けた訴外石山も理解を示したが、TVやマスコミにも多く取り上げられ、知名度も高いことを考慮すると、安易に原告を編者から外すわけにもいかないもので、やむなく原告を名目的ながらも本件著作物の編者としてとし、同時に、原告に対しては、「原案」の作成に口出ししないよう強く注意を与えたのである。

しかも、これを受けた原告も石山から原案作成の権限を取り上げられたものと理解しており、上記意図はおおむね正しく原告に伝わったといえることができる。

そして、いまだ編者選定を進めているにすぎないこの段階において、その性質上、本件著作物の編集著作物としての創作性のうち質量ともに中核的な

部分を占めることになるとと思われる「原案」作成に関する権限を実質上なしとされ、又は著しく制限されることは、本件著作物の編集著作物としての創作性形成に対する関与を少なくとも著しく制限されることを事実上意味するものといつてよい。

- (イ) 本件著作物の「原案」を作成したしたのは、訴外石山であり、その後の修正の程度および内容に鑑みると、本件編集著作物の素材の選択および配列の大部分原案のままに維持されたものといつてよく、本件編集著作物との関係において、「原案」それ自体の完成度がそもそもかなり高かったものとして評価しうる。
- (ウ) 次に、原告の主張する本件編集著作物の編集作業における具体的に意見を述べて作り上げたものを検討していく。
- (a) 関与①について、原告が本件著作物の原案で候補になっていた特定の美容室の美容師を1名削除し、新たに別の美容師3名を推挙し掲載するように求める提案は、創作性を認める余地がないほどありふれたものとは言い難いが、推挙された3名は、比較的容易に想起しうる選択肢に含まれていた人選といつてよく、斬新な提案というべきほど創作性の高いものとは言い難く、仮にその提案に創作性を認め得るとしても、その程度は必ずしも高いものとは思われない。
- (b) 関与②、関与③、関与④について、「第2章」の「シーン別スタイリング集」は、本件編集著作物から初めて新設されたわけではなく、第4版からすでに出されていたのであり、また、その内容と項目、原告が担当した箇所については第4版とほぼ同じであるとされている。
よって、本件著作物の編集著作物とは言い難い。
- (c) 関与⑤については、前記の通り、訴外石山が本件著作物の「原案」を作成し、その時点で「原案」自体の完成度がかなり高かったものとして評価しうる。本件編集著作物では、実際に「第8章 ヘアアイロン」の章を新設したが、それは原告があくまでアドバイザーとして助言をしたととらえることができる。
- (d) 平成26年12月6日の編集会議では、本件著作物の目次の合計50項目の選択と配列のしかた、各項目を担当する美容室・美容師の割当てを確定している。編集会議におけるやり取りは判然としないが、出席者の各陳述書の内容に鑑みれば、議論の紛糾等はないまま比較的短時間で終了したことがうかがわれる。
そうすると、編集会議における原告の具体的な関与は、本件著作物の目次の合計50項目の選択と配列のしかた、各項目を担当する美容室・美容師の割当ての確定に賛同したという限度にとどまるといってよい。前記のとおり、他人の行った素材の選択、配列を消極的に容認することは、いずれも直接創作に携わる行為とはいい難いところ、編集会議において、原告は既存の提案に賛同したにとどまるのであるから、このような原告の関与をもって創作性のあるものとするのは困難である。
- (e) また、被告は、「Meit~カリスマ美容師のHair Style50選~[vol.5]」に関するお願い」という通知書(甲第9号証)で、被告雑誌の刊行に当たり、

本件編集著作物の利用に関しての了承，並びに著作者人格権の行使をしないことを同意するよう被告が原告に求めた。原告は，同通知書の記載が原告に著作者人格権を有することの証明であることを主張するが，この記載は，刊行にあたっての形式的なものと認められる。また，被告もこの記載は，業界上形式的，儀礼的なものと認識していたのであって，この通知書が原告が著作者人格権を有していることの証拠にはならない。

- (f) このように，本件編集著作物の「原案」を作成した訴外石山と被告との間では，原告につき本件編集著作物の編集方針及び内容を決定する実質的権限を与えず，又は著しく制限することを相互に了解していた上，原告も，実質的には被告等のそのような意図を正しく理解していることから，双方に共通認識が形成されていたものとする。

しかも，原告が本件編集著作物「原案」の作成作業には具体的に関与せず，「原案」の提示を受けた後もおおむね受け入れており，また，具体的な意見等を述べて関与した場面でも，その内容は，仮に創作性を認め得るとしても必ずしも高いとはいえない程度のものであったことに鑑みると，原告としても，上記共通認識を踏まえ，自らの関与を謙抑的な関与にとどめる考えであったことがうかがわれる。

これらの事情を総合的に考慮すると，本件編集著作物の編集過程において，原告は，その「编者」の一人とされてはいたものの，実質的にはむしろアイデアの提供や助言を期待されるにとどまるいわばアドバイザーの地位に置かれ，原告自身もこれに沿った関与を行ったにとどまるものと理解するのが適切であると思われる。

- (3) そうである以上，法 14 条による推定にもかかわらず，原告をもって本件著作物の著作者ということはできない。
- (4) これに対し，原告は，自身が本件著作物の著作者の一人である旨主張するけれども，上記のとおり，本件編集著作物の編集過程を子細に検討する限り，その主張を採用することはできない。

4 結語

以上によれば，原告は，「本件各写真」の著作者ではなく，さらに「本件編集著作物」の著作者ではない以上，著作権及び著作者人格権を有しないから，原告の請求は認められない。

よって，主文のとおり判決する。

平成 30 年 7 月 22 日

日本大学法学部 神田三崎町地方裁判所 民事第 88 部

裁判長裁判官 田 子 瑛 人

裁判官 渡 邊 圭 亮

裁判官 魚 住 健 太

<判決文要旨>

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

理 由

・本件の争点

- (1) 原告は「本件各写真」の著作者か。(争点1)
- (2) 原告は「本件編集著作物」の著作者か。(争点2)

・当裁判所の判断

1. 争点1について

「写真の著作物」は、著作権法10条1項8号に列挙された著作物であるところ、写真は、被写体の選択・組合せ・配置、構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの補足、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現である。

「本件各写真」については、被写体の組み合わせや配置、構図やカメラアングル、光線・陰影、背景等に創作性があるというべきであり、「本件各写真」の被写体のうちの、独自のヘアメイクや化粧等を施されたモデルに関連して、別途何らかの著作物として成立する余地があるとしても、「本件各写真」の内容によれば、「本件各写真」は、被写体を補助的、機械的に撮影し複製したものではなく、カメラマンにより創作されたものというべきである。そうすると、「本件各写真」の著作者はカメラマンの訴外石山であって、ヘアメイクを施した原告ではないというべきである。

また、原告は、「本件各写真」は、ヘアメイクを行った原告とカメラマンとの「共同著作物」となる旨主張する。しかしながら、共同著作物の成立には、共同行為者間に共同著作の意思が必要であるところ、訴外石山の証言によると、原告との間で互いに意思を通わせた「本件各写真」の共同著作の意図はなかったことを明確に証言している。これに対し、証人三浦綾香の証言は、両者が現場で色々と協議していたとするが、具体性に欠け、結局よくわからないと証言するなど、極めて曖昧であると言わざるを得ず、これを原告主張の裏付けとすることができない。

したがって、「本件各写真」は、被写体の組み合わせや配置、構図やカメラアングル、照明の陰影等といった点において、ヘアメイクを行った原告とカメラマンの訴外石山との間に共同著作物となるための要件である共同著作の意思が存するものとは認められないというべきである。

以上により、原告は「本件各写真」の著作権者であるとは認められず、原告の上記主張は採用することができない。

2. 争点2について

本件のような編集著作物の場合、氏名に「編」と付すことは、一般人に、その者が編集著作物の著作者であることを認識させ得るものといつてよい。本件著作物の表紙の表示および記載

も、編者として表示された者が本件編集著作物の著作者であることを一般人に、認識させ得るものといえる。そうすると、本件著作物には、原告の氏名を含む編者らの氏名が、編集著作者名として通常の方法により表示されているといえる。したがって、原告については、著作権法 14 条の著作者の推定が及ぶといえるべきである。

しかしながら、原告の本件編集著作物への関与の度合いなどから、当事者間並びに訴外石山との間では、原告に本件編集著作物の編集方針及び内容を決定する実質的権限を与えず、又は著しく制限することを相互に了解し、原告も、被告等のそのような意図を理解して、双方に共通認識が形成されていたものと認められる。

また、被告は、「Meit~カリスマ美容師の Hair Style50 選~[vol.5]」に関するお願いという通知書で、被告雑誌の刊行に当たり、本件著作物の利用に関しての了承、並びに著作者人格権の行使をしないことを同意するよう被告が原告に求めた。この点、原告は、上記通知書の記載が、原告が著作権、著作人格権を有することを、被告が認めている証明であることを主張するが、このような記載は、刊行にあたっての形式的、儀礼的なものと認められる。被告もこの記載は、業界における形式的なものと認識していたものであって、この通知書の記載が原告が著作者人格権を有していることの証拠とは認め難い。

これらの事情を総合的に考慮すると、本件編集著作物の編集過程において、原告は、名目上「編者」の一人とされてはいたものの、実質的にはむしろアイデアの提供や助言を期待されるにとどまる、いわば「アドバイザー」の地位に置かれ、原告自身もこれに沿った関与を行ったにとどまるものと理解するのが適切であると思われる。

そうである以上、法 14 条による推定にもかかわらず、原告をもって本件編集著作物の著作者ということとはできない。

3. 以上によれば、原告は、「本件各写真」の著作者ではなく、さらに「本件編集著作物」の著作者ではない以上、著作権及び著作人格権を有しないから、原告の請求は認められない。

よって、主文のとおり判決する。

平成 30 年 7 月 22 日

日本大学三崎町地方裁判所民事第 88 部

裁判長裁判官 田 子 瑛 人

裁判官 渡 邊 圭 亮

裁判官 魚 住 健 太